

中東の権力構造

——19世紀から21世紀のモロッコを事例として——

中 川 恵

はじめに

日本における中東地域への関心は、石油危機、米国同時多発テロ、続くアフガニスタン空爆、イラク戦争などメディアが注目するような出来事が起こるたびに高まりを見せた。周知の通り、資源に恵まれていない日本は原油の約9割、天然ガスの約2割をサウジアラビア、UAE、カタールをはじめとする中東諸国から輸入しており、少なくとも安全保障上この地域が日本にとって持つ重要性に大きな変動はないが、関心の高まりは一定していない。

その理由はさまざまであるが、特に欧米諸国と違い、「砂漠」「酷暑」「戦争ばかりしている地域」などのマイナス・イメージが先行し、これまであまり観光旅行の対象とされてこなかった地域であり、一般に「なじみが薄い」というのが、おそらく最大の理由であろう。

2001年9月11日の米国同時多発テロは、ハリウッド映画さながらの衝撃的な映像がテレビで生中継されたことも手伝って、日本での中東地域への関心を刺激するのに十分であった。その後、イラクへの自衛隊派遣をめぐる議論がテレビや新聞などのメディアを連日にぎわすようになり、日本中いたるところに「テロ警戒中」の看板を目にするようになった。なんとなく不穏な方向に世界がすすんでゆく、その遠景として中東地域が意識されるようになった。

東南アジアから中東、中央アジアを横断して北アフリカに広がる地域をブッシュ政権は「不安定の弧」と名付け、この地域の民主化こそが世界の安定につ

ながるといふ議論を展開している。歴史的に米国外交政策の大きなひとつの柱が世界の民主化であり、イラク戦争もその一環である。

しかし、文化、宗教や価値観の大きく異なるイスラーム圏にアメリカのいう「民主主義」は果たして根付くのであろうか。また当該地域にはそもそも「民主主義」が存在しなかったのであろうか。

イスラーム世界の伝統的な合意形成の方法として、「シェーラー」がある。「協議」、「相談」などを意味するアラビア語であり、『クルアーン』の第42章（「相談章」）第38節の「互いの中でシェーラーを旨とし」と第3章（「イムラーン家章」）第159節の「諸事にわたって彼らと相談せよ」を出典としている。この概念はイスラーム世界における民主主義の根拠とされる。

普通選挙をへて選ばれた代表が国政を司る制度を民主主義制度とするならば、王制であれ共和制であれ世襲で国の長が決まってゆく体制は民主主義的ではない。しかし自らの宗教・政治思想の中で国政から日常生活の諸事についても協議を重ねて物事をすすめてゆく重要性を説く文化圏の人々に対して、一段上からの民主主義談義はあまり説得力を持つようには思えない。

本論文ではアフリカ北西端に位置するモロッコ王国の近現代を事例としてとりあげ、その権力構造の分析を試みたい。イスラーム世界全体から見れば西端に位置するモロッコは、2003年カサブランカでのテロには見舞われたものの、「不安定」な中東地域にあって比較的安定した政治情勢を維持している国である。いくつもの王朝の交代を経た後、1631年から現在に至るまでアラウィー朝が支配をしている王国である。本文では歴代王朝の正当性の根拠の変遷を概略したのち、独立後の「近代化」を担った国王たちの権力基盤の変容について論じる。

なお、1912年から1956年にいたるフランスとスペインによる保護領期は、形式的にはアラウィー朝は継続していたものの、実権は保護領政府にあったため本論文では議論の対象としていない。

I 1912年以前のモロッコ王制の正当性の基盤： 「アサビーヤ国家」から「シャラフ国家」へ

イドリース朝から現在のアラウィー朝までモロッコを統治した歴代諸王朝は、その権力基盤から大きく二つに分類することができる。諸部族の連合であるアサビーヤ ('asabiya) に基盤をおいた王朝群と、君主が預言者ムハンマドの子孫であること、つまりシャリーフ (sharif) であることに基盤をおいた王朝群である。前者の権力基盤をアサビズム、後者のそれを「シャリーフィズム」とここでは呼ぶ。時代が下るにつれて、王朝の権力基盤はアサビズムからシャリーフィズムへと移行した。

アサビーヤが政治的組織の形成に最も重要な要素であったアサビズムの時期は、イブン・ハルドゥーンが『歴史序説』の考察対象として取り上げた時期であった。イブン・ハルドゥーン自身は14世紀に生きた人で、当時のモロッコの王朝はマリーン朝 (1269-1465年) で、彼が研究対象として取り上げたのは、それ以前の王朝の時代、つまりムラービト朝 (1056-1147年)、ムワッヒド朝 (1130-1269年) の時期である。

シャラフ、つまりシャリーフであることを王朝の正当性の最重要基盤としたのは、サーディー朝 (1549-1659年) とアラウィー朝 (1659年～) である。したがってマリーン朝は転換期にあたる。

マリーン朝が「シャラフィゼーション」を推進したのは、内外の対抗勢力を抑える必要からである。マリーン朝成立から約40年後に現在のアルジェリア東部のティリムサーンにザイヤーン朝 (1236-1550年) が誕生した。

II 西欧列強による保護領化前のマフザン¹⁾体制

19世紀末のムーレイ・ハサンの時代は、1830年フランスによるアルジェリア

1) マフザン (Makhzan) は元来「穀物などの貯蔵庫」を表す語であるが、伝統的にモロッコ政府を指す用語として現在に至るまで使用されている。

侵攻、1844年対仏イスリー戦争、1859年対西テトワン戦争という三つの対外的な危機と、旱魃、疫病、飢饉など多くの自然災害に見舞われ、さらに外国商人の介入によって経済は不安定化した。アリーム²⁾はこの危機的状況に直面して君主の政策を批判し、商人たちは経済の不安定さを利用して西欧列強の庇護民（マハミーユーン）となり、税金の支払いを拒否してスィーバ³⁾となる部族が増えた。

前述したようにモロッコの君主は権力基盤としてのアサビーヤへの依存度を低下させた後、サーディー朝以降の君主は、シャリーフというイデオロギーに正当性の基盤を置き、政治という場の核として存在するために、君主の権威にいくつもの側面を持たせた。「シャリーフ」、「バラカ（聖性）の所有者」、「ウラマー」、「アーヤーン（町の有力者）」、バイア（忠誠の誓い）の儀式によって承認される「アミール・アル・ムーミニーン（Amir al-Muminin：信徒の指揮者）」といった諸側面である。機能として分類すれば、軍隊の長としての「スルタン」、宗教的な長として「アミール・アル・ムーミニーン」、そして政治的な長である。

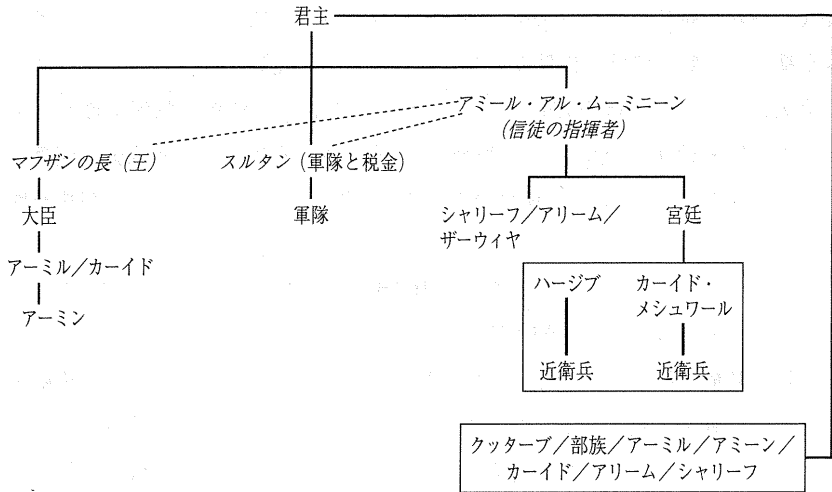
いずれの機能を前面に出すのかは、状況によって異なった。ただ、「アミール・アル・ムーミニーン」としての機能は、宗教的な権威であり、モロッコの場合「シャリーフ」、つまり預言者ムハンマドの子孫であるということに大きく依拠したものであるため、他の二機能に比して大きなものであったといえよう。

これら三つの機能を図にすると次のようになる。

君主は、様々な形態の「象徴交換」を行うことで、マフザン、軍隊、宗教的な場のそれぞれを管理した。マフザンについては、大部族の支持基盤をもつ二大家族を交互に大臣などの要職に任命し、部族と直接接するカーイド（一般的には「指導者」を意味する語であるが、ここでは行政的に任命された長）に

2) モロッコ方言のアラビア語でイスラームの学者・宗教指導者層を意味する「ウラマー」の複数形。正則アラビア語では「アーリム」となる。

3) 「不服従」の意。モロッコ史では不服従の部族を「ピラード・スィーバ（不服従の地）」と総称する。



注：斜体字は同一人物を示す。つまり「アミール・アルムーミニーン」「マフザンの長」「スルタン」は、一人の君主がもつ機能的側面を示す称号。

は、任地の部族からすでに信認を得ている人物を可能な限り任命した。軍隊については、その核となる部分を部族的基盤を持たず、君主に対して反旗を翻しにくい君主直属の軍と、免税の特権を与えた特定の部族からなる部族軍で構成した。そして宗教的な場は、アリームおよび他の多くのシャリーフらによってその正当性を支えられ、マラブーとのバラカの「交換」によってザーウイヤ（スーフイー教団の修道場）の持つ「権力」を統制した。

最後の宗教的な場について少し付け加えておきたい。アリームは議論されている問題についてシャリーア（イスラーム法）に照らした解決策を提示するという法的行為としてファトワ（法的意見）を出すという宗教的な機能、そして君主がアリームに助言を求め、それに答えるという政治宗教的な機能がある。

アリームが与えた助言は、君主にその採用の可否が委ねられているのだが、アリームがファトワのなかで政治的意見を述べ、君主との間に対立が生まれることもしばしばであった。

シャリーフに関しては、税金の徴収やハルカ（軍事遠征）の実施、部族間対

立の解消など諸問題の解決のために、君主はしばしばシャリーフの集団を利用した。例えば、ムーレイ・スライマーン（1792-1822年）やムーレイ・ハサン（1873-1894年）らはワッザン地方のシャリーフのなかの長を連れて行った。これは軍事遠征により強い正当性を与えるためのものであった。

君主とマラブー（聖者）の関係に関しては、君主は部族、ザーウィヤ、シャリーフ、マラブーの墓を訪問した際（マラブーの墓を訪問した場合は、その墓を管理している、多くの場合はその聖者の子孫たちから）、ヘディーヤ（贈り物）を受け取った。

ムーセム（マラブーの祭り）にいくとき、人々はマラブーと関係を持つ家族にヘディーヤを持参するが、君主も同様で、ファースのムーレイ・イドリースなどの有名なマラブーに対してヘディーヤを持参する。

これはマラブーからいわゆるバラカ（聖性）を受け取るためである。君主がヘディーヤを与えることは、君主はバラカを受け取るが、同時に各地方に点在する有力な聖者、聖人たちのもつ潜在的な「暴力」を制御する機能を果たしている⁴⁾。

またマラブーは、地域の部族間紛争や家族間のもめごとなどで「調停役」を果たすことがしばしばである。君主自身、何らかの紛争に際しては「調停」をおこなうが、地域の事情に精通し住民の信頼を得ているマラブーの力を借りずには、その役割を果たすことが難しい。

ウォーターベリー⁵⁾に代表される従来のマフザン研究では、マフザンは部族を暴力で支配する「暴力装置」ととらえられてきた。しかしそのとらえかたでは社会から国家へという側面が見落とされており、実際には、以上述べたように、君主は社会と様々な「象徴交換」をおこない、社会に潜在的な「権力」を管理していたといえよう。

また20世紀初頭に西欧列強の脅威が迫ったとき、1904年ときの君主ムーレ

4) Westermarck [1926].

5) Waterbury [1970].

イ・アブドゥル・アズィーズは各地に代表を選出して都に集まってくれるよう書簡を出した。書簡では危機的な社会情勢が説明されたのち、最後の部分は次のようになっている。

「……そして今、部族の人々が信頼して財政、宗教、社会的な権益を任せられ、我々のもとに派遣し、国中の有能なものたちが集まって協議する会議に出席できる者を指名するため、すべての部族に手紙を書かざるを得ない緊急事態が発生した。この会議は、特に公の秩序に関する事項について適切でない判断を避け、協議によってより公正で正しい判断がとれるよう、また協議によって皆が満足し疑問を解消するようにするためのものである。

以上の事情によって、我々のこの書簡を受領したときは、信頼がおけ宗教に詳しく、あなた方の名において発言することを許される最良の代表を選出していただきたい⁶⁾。

ムーレイ・アブドゥル・アズィーズは選ばれた42名の代表者たちと協議を重ねた。これは「マジュリス・アーヤーン」と通称されるもので、モロッコ近代史上初の代議機関とされる事例であり、冒頭で述べた「シューラー」の一例として紹介しておきたい。

III ムハンマド五世：「調停役」としての王制

1956年独立を達成したモロッコ最初の国王は、ムハンマド五世であった。彼はアラウィー朝第15代君主として1927年11月18日に即位したが、政治の実権を回復したのは、モロッコ独立後である。

彼は王制の「調停役」としての役割を強調した国王であった。保護領政府統治下のモロッコで、独立運動にとってムハンマド五世の王位回復は「独立の象徴」であった。保護領政府に対する抵抗スローガン“Thawra al-Malik wa as-Sha'b (王と国民の革命)”⁷⁾にみられるように亡命中の王が王位に復帰するこ

6) ラバト王立文書館蔵写本。

7) モロッコでは、7月10日は、Tawrat al-Malik wa as-Sha'bの日と呼ばれる祝日である。

とが、モロッコの独立を意味した。

そのため、実際に国王としての実権が回復した後も、独立運動、特にイスティクラール党（独立党）と「同一視」されやすかった。従ってムハンマド五世はモロッコ社会のあらゆるセクターからの支持を得るためには、すべての党に対して適度の距離を保つだけでなく、対立する点を創出すること、少なくともイスティクラール党内に敵対的な複数の集団をつくりだすことが、必要であった⁸⁾。大衆運動（Movement Populaire）と FDIC（Front pour la Defense des Institutions Constitutionnelles—憲政擁護前線）の創出によって国王が必要とした対立の構図が実現した⁹⁾。

「調停者」としての国王を支えたのは、独立後に創設された軍と警察の、国王への絶対的忠誠であり、さらに省庁と軍の大臣・長官や高級官僚の人事権が首相ではなく、国王が一手に握ったことが国王の権力強化に貢献した。

省庁のうちで、国王権力の強化に最も直接的に関与したのは内務省である。1956年3月20日発令の勅令で、「カーイド及び知事の任命、昇進、辞職、降格、懲戒、転勤はすべて勅令によって発令されることとする」と定め、内務省の官僚および内務省管轄の役人の人事は国王がおこなった¹⁰⁾。

さらに内務省の活動を支えたのは、軍である¹¹⁾。軍の活動は、内務省と連動して行われ、内務省の地方役人は、その地に駐屯する軍の分団を治安維持のために発動させることができた¹²⁾。軍の果たすべき役割は、防衛や治安維持だけにとどまらず、中央官僚や地方役人として行政に参加することも含まれていた¹³⁾。軍の編成実務の責任者は皇太子、そして国王が軍人事に関する最終的裁量権を持っている¹⁴⁾。

8) Waterbury [1970] p. 146.

9) Waterbury [1970] Chapter XII, Ashford [1961] pp. 319-326.

10) Waterbury [1970] p. 280.

11) 軍組織については、Zartman [1964] Chapter III 参照。

12) Waterbury [1970] p. 281.

13) Hasan II, Ministry of Information [1966].

14) Waterbury [1970] p. 289.

王制にとって潜在的な脅威であるイスラーム運動を監視することも重要な内務省の職務である。この監視は、内務省が宗教省や「公的なイスラーム」を代表するウラマー協会と協力しておこなった¹⁵⁾。

立憲君主制への準備段階として、モロッコ国家諮問会議 (Le Conseil National Consultatif Marocain) が1956年8月3日の勅令によって設立されたが、この会議は三年間しか続かなかった。

保護領化される以前の時代から、モロッコ王制と社会の様々な集団との関係は一方的ではなく、利益や象徴を交換する関係にあった。社会はバイヤによって宗教的にも政治的にもスルタンを長として承認し、少なくとも理論上は社会はスルタンを廃位することも可能であった。20世紀初頭のムーレイ・アブドゥル・アズィーズ (1894-1908年) の廃位と続くムーレイ・アブドゥル・ハフィード (1908-1912年) へのバイアは、スルタンに対する承認と廃位の権利が発動された好事例であった。

また有力なスーフィー教団であるカッターニー教団を創設したカッターニー一族や独立運動の事実上の指導者アッラール・ファースィーの方がムハンマド五世よりも大きな宗教的な影響力を有していたが、ムハンマド五世は「アミール・アル・ムーミニーン」の称号を破棄することはなかった¹⁶⁾。独立の可視的な象徴となったことで、彼は世俗と聖の両方を、つまり保護領統治以前から有していた「アミール・アル・ムーミニーン」と独立後の近代的な意味での国家の長という二つの機能を体現することとなった。

IV 憲法改正と権力の分配

モロッコの政治的場を構成する諸集団の間の「調停役」としての役割を推進することで、聖・俗両方の最高権威者としての国王権力の強大化を進めた。ムハンマド五世の後を継いだハサン二世 (1961-1999年) は、憲法改正という法

15) Leveau [2000] pp. 120-121.

16) Zartman [1964] p. 28 (note 36).

的手段を利用した、権力の巧みな分配によって、国王権力の強化をはかった。

独立後のモロッコ最初の憲法は1962年に制定された。1962年のアブドゥッラー・イブラヒーム内閣解散後に誕生したこの憲法では、「権力分立」とはほど遠く、国王の手にあらゆる権力が集中していた。憲法の条文をみると、モロッコは民主社会的王制（第1条）であり、憲法にかなった方法で設立された機関を通して行使される主権を有するのは国民である（第2条）と明記されている。しかし、閣僚の人事権を有するのは国王（第24条）であった。

国王は「アミール・アル・ムーニーン」、国民の最高代表者、国家統合の象徴、国家の存在と継続の守護者であった。また信仰の擁護者であり、憲法尊重の守護者でもあった。国王は市民・共同体・組織の権利と自由を守る責任を有し、国家独立を守り、国土防衛の保障者（第19条）でもあった。しかし、緊急事態の際、介入する権利が国王に保障されていた（第35条）。どのような状況が「非常事態」であるのか、いつまでが「非常事態」なのかを判断するのは国王であり、「憲法体制を正常に再び機能させるために（第35条）」国王は、事実上無期限に無制限の権力を発動することが可能であった。実際1965年、ハサン二世は、「このまま空虚な議論を続けさせれば、モロッコの民主主義、倫理的価値観、創造への意志が失われてしまう」ことを理由に、議会を停止した¹⁷⁾。

1962年憲法では、議会は二院制と定められた（第36条）。下院議員は普通選挙で、上院議員は農商工会議所や労働組合が選出した（第44-45条）。新法が国王によって発布される前には、議会の承認か国民投票による承認が必要とされ（第26, 62, 73, 75条）、立法権は、憲法上は議会に属していたのだが、実際は国王が「助言」することが度々であった。この憲法の文言では、国王の手に行政権を委ね、国王の立法権は制限されていた。しかし、立法権に関しても「助言」という形で、国王が大きな影響力を有していたのである。

1970年の憲法改正によって、国王権力はさらに強化された。首相の行政権が例外的な場合に制限され、しかも国王のイニシアティブによるものとされた

17) Hasan II, Ministry of Information [1996] pp. 517-518.

(第62条)。この改正で、国王の行政権が強化された。また二院制が一院制に改められた(第36条)。野党はこのような改正を拒否し、1971年に発生したウフキール将軍が首謀者とされるクーデターはこの憲法改正への不信を象徴する事件であった¹⁸⁾。ウフキール将軍はハサン二世の乗る飛行機を襲撃した首謀者とされ、後に「自殺」したとされる。「反乱を企てた、あるいは反乱を起こす可能性のある」者の最期の近似例としては、1980年代サハラ問題で功績を挙げたアフマド・ドゥリーミー将軍が卓越した人気を得るようになった後、不可解な自動車事故で亡くなった事件がある。ドゥリーミー将軍の事件以後、軍の司令官級の人物は、国王のライバルとなる程に個人的に賞賛をうけることは事実上タブーとなった¹⁹⁾。

1972年、二度目の憲法改正が行われた。この改正では「1962年憲法と1970年憲法に定められた中間的なところ」²⁰⁾に議会を位置づけた。一院制のままであったが、選挙方法を二種類とりいれて(3分の1の議員を直接選挙で、3分の2の議員を間接選挙で選出)、二院制放棄を補完するものとした²¹⁾。

行政権は国王と政府に与えられていたが、国王は立法案や政府計画について「新しい解釈」を要求することが可能であり(第66条)、この国王の要求を政府が拒否することは認められていなかった(第67条)。

首相を含む閣僚全員の人事権を国王が握っていることから、議会在国王にコントロールされる機関であったことは明白である。さらに内閣不信任案の提出に必要な議員数は、1962年憲法では総議員の10分の1であったのが1972年憲法では4分の1に引き上げられた(第75条)。この改正で、政党が政府の政策に対して不信任案を提出することはほぼ不可能となった。

前述したように、省庁のなかでも内務省は王制の番人とでもいふべき存在で

18) Ghomari [1988] p. 57.

19) The Estimate Journal [1999].

20) Ghomari [1988] p. 62, Palazzoli [1976] p. 145.

21) この割合は同年逆に、つまり3分の2の議員を直接選挙で、3分の1の議員を間接選挙で選出することに変更された。

あったが、特にその役割が強調されるようになったのは、1979年イドリース・バスリーが内務大臣に就任してからである。首相は頻繁に交代し、様々な政党の出身者が就任したのに対して、バスリーは1999年に現国王ムハンマド六世によって解任されるまで20年間にわたって内相の職にあり、サハラ問題など、必ずしも内務省の管轄ではない重要な政策決定にも関わった²²⁾。

1992年の改正では、国王が任命した首相による他の閣僚人事の提案を受けて、国王が任命するよう変更され（第24条）1993年の内閣組閣に際してラムラーニ新首相に国王が実際に閣僚リストの提出を求めた。ただこの内閣の閣僚には国会議員はまったく含まれておらず、主権者であるはずの国民の意思が「憲法で定められた諸機関（第2条）」の代表的機関である国会を通じて政策に反映されるような状況とは程遠かった。

また「非常事態においても国会は解散されない」と明記された（第35条）。しかし、この憲法改正により新たに設置された憲法評議会の議長、首相、国会議長に諮ったのち、非常事態を宣言し、あらゆる必要な措置を国王自身がとる権限は何ら制限されていない。

1996年、一院制を二院制に変更するための憲法改正が国民投票で承認された。1997年11月の選挙に続いて、USFP（Union Socialiste des Forces Populaires——人民諸勢力社会主義連合）党首アブドゥルラフマーン・アルユースフィーの首相任命は、左翼に権力を分配することで、近い将来の皇太子（現国王ムハンマド六世）への王位継承を円滑にする布石の一つであったとも考えられよう²³⁾。

四度に渡った憲法改正のうち最初の二度の改正によって、行政・立法両方の権限を国王に集中させたうえで、後の二度の改正で憲法評議会の設置や非常事態での国会維持という「譲歩」、二院制の復活をおこない、そして長年国王と敵対関係にあった左翼政党党首を首相に任命して、国王権力の維持に「有益な」形で権力分配をおこなったといえよう。

22) The Estimate Journal [1999].

23) Economic Intelligence Unit [1998a] p. 6.

V 宗教的正当性の強化

1970-80年代、中東地域では、共産主義運動の衰退と、1979年のイラン・イスラーム革命に象徴されるように政治的イスラームの復興現象が現れ始めた。その現象に対処するため、中東地域の政治体制は宗教的言説を強調することになった。サウジアラビアでは、国王の称号を「ジャラーラトゥルマリク (Jalalat al-Malik: 王)」から「ハーディム・アル・ハラメイーン (Khadim al-Haramayn: 二聖地の守護者)」へと変更した。1973年の十月戦争中、エジプトのサーダート大統領は、ムスリム同胞団の正当性を「吸収」し消滅させることを狙って、

「ライスルムーミン (Rais al-Mumin: 篤信の大統領)」という称号を使用した。モロッコのハサン二世が「アミール・アル・ムーミニーン」としての宗教的正当性を積極的に活用し始めたのも1980年代である。宗教的な場では「アミール・アル・ムーミニーン」として、外交の場では「近代的な国王」として自己を演出した。

モロッコのスルタンや国王は歴史的に「アミール・アル・ムーミニーン」の称号を有してきた。しかし、独立以後これを王制の政治的存在理由として特に強調し始めたのは、1980年代に入ってからである。1971年と1972年の二回、モロッコ王制は、未遂に終わったもののクーデターの対象となった。1973年アフガニスタンの王制が転覆し、1979年のイスラーム革命によってイラン王制も同様の末路をたどった。ハサン二世はイランのシャーが犯した最大の過ちとして、イスファハーンのホテルという宗教的な場でシャーは妃にミニスカートを着ることを許し、シャー自身シャンペングラスを片手にしているところがテレビのニュースで放映されるなどの、宗教的挑発を挙げている²⁴⁾。1979年ハサン二世はイランから追放されたシャーをモロッコに迎え、翌1980年ホメイニの見解をイスラームの信仰に反するものであるというファトワをウラマーに出させ

24) Hasan II [1993] p. 220.

た²⁵⁾。

ハサン二世モスクの建設場所としてカサブランカが選ばれたのも偶然ではない。カサブランカは1980年代に食糧暴動が起こり、モロッコで最も失業率の高い地域である。1988年7月建設が始まったとき、ハサン二世は「アッラーの御名が呼ばれるモスクを建設するものに、いと高き御方は天国での場をお与えになる」というハディースを引用して、国民にこのモスク建設に参加するよう呼びかけた²⁶⁾。

また毎年ラマダーン月には、毎夜宮廷でイスラーム地域の様々な国からウラマーが、「アミール・アル・ムーミニーン」であるハサン二世の前で講義をする。「ドゥルース・ハサニヤ (Dulus Hasaniya)」とよばれるこの宗教学の講義はテレビ中継される。毎年のこのテレビ放映は、モロッコ国王の宗教的権威を国民に喚起するための絶好の機会を提供している。

宗教的な点で王制の正当性を強調する最大の目的は、王制の潜在的脅威であるイスラーム運動への対抗である。1972年の憲法改正で、長男以外の男子も皇太子として国王が任命できるようになった(第20条)。ウラマーたちが宗教的見地から皇太子任命を承認するが、理論的には国王の選択を拒否することも可能である。また皇太子が国王となったのちも、廃位することは可能である。実際にはまずあり得る状況ではないが、理論上のことであってもそのような余地をウラマーたちに与えたのも、イスラーム運動への対応を視野に入れてのことである²⁷⁾。さらにハサン二世は、政府の正当性を強化するため、合法化された唯一のイスラーム運動系の政党「統一と改革党 (Harakat al-Islah wal-Tajdid)」に閣僚として参加するよう呼びかけたが、党の方でこの申し出を拒否した²⁸⁾。

25) Benomar [1988] p. 552.

26) Combs-Schilling [1999] p. 190.

27) Leveau [2000] pp. 125-126.

28) Economic Intelligence Unit [1998b] p. 6.

VI 挑戦：経済的發展と「民主化」

1999年7月23日、ハサン二世の崩御により皇太子がムハンマド六世として36歳で即位した。軍のコーディネーターであった皇太子時代、大衆は概ね彼に親しみやすい印象を抱いていた。

ムハンマド六世が強調しようとした国王像は「リベラルな改革者」である。スピーチで、「立憲君主制を堅持し、複数政党制、自由経済、地方分権化、法の支配、人権尊重、個人の自由を推進する」と明言した。また「父ハサン二世のすすめてきた教育改革計画と連動させて雇用問題の改善に尽くす」と、モロッコで最も深刻な社会問題の一つである失業問題にも言及した²⁹⁾。このスピーチは、ハサン二世即位時のものに比較するとはるかに具体性がある。ハサン二世のスピーチでは、イスラームの擁護と領土保全についての国王の決意が述べられた後、国民の義務についてのみ言及されている。当時の諸社会問題の解決などはまったく触れられることはなかった³⁰⁾。

政治面では、バスリーに代わってアフマド・ミダーウィー³¹⁾が内務大臣に任命された。バスリーの内相退任を世論は非常に歓迎した³²⁾。実際、前述したようにバスリーは1979年から20年間内相を務め、モロッコの「治安維持」に大きな影響力をふるった人物であり、この退任はモロッコの政治展開を民主化の方

29) Mohamed VI, Discours Royal, le 30 juillet, 1999.

30) Hasan III, Ministry of Information, 1966, pp. 17-19.

31) アフマド・ミダーウィーは法学博士号の取得後、1971年財務省に入省。ムハンマド五世大学、国立行政学院、内務省幹部養成研修所で行政学を教える。1993-1997年彼は警視総監 (Directeur général de la Sûreté Nationale) を務めた。

32) Khalil Hachimi Idrissi, "Le système Basri s'effondre," *Maroc-Hebdo International*, No. 393-Du 12 au 18, Nov. 1999, p. 9. Abdellatif Mansour, "Le Parcours d'un monstre politique," *Maroc-Hebdo International*, No. 393-Du 12 au 18, Nov. 1999, pp. 10-11. Abdellah Chankou, "Basri, fin de mission," *Maroc-Hebdo International*, No. 393-Du 12 au 18, Nov. 1999, pp. 12-13. Editorial in *Al-Itihad al-Ishtiraki*, 10 oct. 1999. Abdelmounaim Dilami, "Vizir (Editorial)," *L'Economiste*, 10. oct. 1999. Naim Kamal, "Le Nouveau Concept de l'Autorité," *l'Opinion*, 10. oct. 1999. Hassan B'Nadad, "Driss Basri, remplacé par Ahmad Midaoui. Fin d'une époque, début d'une autre," *Le Quotidien du Maroc*, 10 oct. 1999. Allal El Maleh, "Une Nouvelle Ere (Editorial)," *Al-Bayane*, 10. oct. 1999.

向にひきよせる契機となろう。

モロッコ王制を今後揺るがしかねないほどの国民の不満を生む可能性が最も高い問題は、ムハンマド六世があえてスピーチでも言及した失業問題であろう。都市部ではすでに20%をこえている³³⁾。ハサン二世の死の直前、1999年7月初めにも、ラバトで大学を卒業して失業している若者たちが職を求めて抗議行動をおこした。大学あるいは大学院を卒業したが職のない者たちがすでに結成していた「高学歴失業者組合 (L'Association Nationale des chômeurs diplômés)」は非合法であったが、このラバトでの抗議デモは直接的には内務省³⁴⁾を、間接的に王制に圧力を与えることとなり、ハサン二世は遅まきながら、失業問題を領土問題に次いで重要視することになった³⁵⁾。

前述したようにハサン二世は、イスラーム運動への対抗を視野に入れ、王制の宗教的正当性として「アミール・アル・ムーニーン」としての側面の強調につとめた。ムハンマド六世もラマダーン期間中の「ドゥルース・ハサニヤ」を継承するなど、宗教的指導者として自己を演出する場合はハサン二世のときと同様に維持している。しかし、イスラーム運動が社会的弱者の救済を担う限り、「アミール・アル・ムーニーン」であることを強調するだけでは、有効なイスラーム運動対策とはなり得ない。ハサン二世の宗教的正当性の強調という策の裏面は内務省と警察による「治安維持」であり、すでに1992年の憲法改正で国際社会を意識して「人権の擁護」が前文に掲げられたように、人権問題を無視できる時代は過ぎた。ムハンマド六世は社会的弱者救済、具体的にはまず失業問題の解決を図ることなしには、イスラーム運動が王制の宗教的正当性を脅かす存在であり続けるだろう。即位後すぐのスピーチで国王自ら述べたように、社会・経済分野で国民に満足を与えうる「リベラルな改革者」という

33) 1999年の失業率は都市部で22.0%、農村部で5.4%、全体では13.9%であった (モロッコ国立統計局, Maroc en chiffre, 1999)。

34) Benbrahim, "Basri met le turbo" in *Maroc Hebdo International* n. 376-du 11 au 17 juin 1999, pp. 6-7.

35) Hasan II, Discours Royal, le 8 juillet, 1999.

新たなる正当性を確立することがムハンマド六世の今後の課題となろう。

VII イスラーム主義の挑戦

イスラーム運動は、ムハンマド六世の改革にとって障害となる可能性のある存在である。モロッコ最大のイスラーム運動である「公正と慈善の集団 (Jama' al-'Adl wal-Ikhsan)」の指導者アブドゥッサラーム・ヤースィーンは、モロッコの大眾がイスラームの教えに忠実になり、徳を備えた指導者を戴くことができれば、モロッコの諸問題は解決されると考えている。

彼は欧米流の「民主主義」や「近代化」には批判的で、同時に国内の社会的不正義や汚職、政治的腐敗について、ムハンマド六世の父、ハサン二世に対して公開書簡を送って³⁶⁾自宅軟禁となるなど体制批判を繰り返している。ただ、ヤースィーンにとって、指導者一人の手に権力が集中していても、その指導者が宗教的倫理を尊重している限り、その存在は受容できるものである。

欧米流の「近代化」については、『近代化』のイスラーム化を目指している。ムスリムはイスラームの倫理的枠組みと社会秩序を維持する限りにおいて、欧米の科学技術や思想を借りることができる、とヤースィーンは考えている。

宗教を私的空間に限定し、公的空間では法の支配を強化しようとする近代化・民主化推進に対するこのようなイスラーム運動の抵抗は、ムハンマド六世が、保護領化される以前のモロッコに比べればかなり形式的になったとはいえ、預言者ムハンマドの子孫であるシャリーフとしての側面、そして「信徒の指揮者」としての側面といった宗教的正当性を維持している限りは、王制にとって決定的な脅威とはなり得ないだろう。

モロッコでは新たに国王が即位すると、バイアの儀式がおこなわれる。ただかつてはモロッコ各地の共同体の代表者たち、宗教学者、有力者たちがバイアをおこなったが、現在では多くが政府高官、政府に雇われている宗教学者たち、官僚、宮廷に勤めている人々で、彼らと国王との関係は平等ではないため、

36) Yassin [1973].

かつてのように君主に対する要求を盛り込む余地がほとんどなく、バイヤは儀礼的なものとなる。このような原則と現実の落差に、イスラーム運動が存在する場が生まれる。しかし共同体の成員と代表者はともに良いムスリムで、常に共同体の利益を考えて行動するといったイスラーム運動の考える政治的代表的概念もまたユートピア的である点で、現実との落差があることは否定できないだろう。

むすびにかえて

ムハンマド六世が即位してから六年が経過した。その間、これまでのモロッコ政府内での汚職や弾圧などについて積極的に摘発をおこない、モロッコのメディアは大きく報じ歓迎した。またモロッコ史上では初めて自らの妃の姿を公にし、最近是国内だけではなく、愛知万博訪問なども含め妃単独での海外公務も増えている。

現在、英国などの西欧諸国の立憲君主制とはかなり内容が異なるが、中東諸国のなかでモロッコとヨルダンのみが憲法と国会を伴った「立憲君主制」を有している。本文中論じたように、モロッコの場合、独立後ムハンマド五世が、保護領期以前から君主たちが依拠してきた宗教的権威を基盤に、王制を諸政治勢力の「調停役」として位置づけることで国王の権力強化をはかった。続くハサン二世は憲法改正によって、国王へ権力を集中させたのち、漸次的に諸政治勢力へ権力を分配し王制の安定化をはかった。この安定化のプロセスは、王制にとって「潜在的脅威」であるイスラーム運動への対抗策としての、1970年代なかばから宗教的正当性の強調と並行してすすむこととなった。

その結果、中東地域で共和制を採用する諸国と比較して、モロッコは「安定した」社会を維持している。しかし識字率は依然国民の6割程度にとどまり、失業問題は深刻である。経済・社会面での満足感が生まれる状況をつくりだせるか否か、という点が、今後社会が王制に正当性を認める交換材料となるだろう。

参考文献

- Ashford, Douglas E. [1961] *Political Change in Morocco*, NJ, Princeton University Press.
- Benomar, Jamal [1988] "The Monarchy, the Islamist Movement and Religious Discourse in Morocco," *Third World Quarterly*, Vol. 10, No. 2.
- Comb-Schilling, M. Elaine [1999] "Performing Monarchy, Staging Nation" in *the Shadow of the Sultan: Culture, Power and Politics in Morocco*, eds. by Bourquiya R. and Gillson Miller, S., Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts.
- The Estimate Journal [1999] "The Fall of Driss Basri," Vol. XI, No. 24. (<http://www.theestimate.com/public/111999.html>, 最終確認日2005年9月25日)。
- Economic Intelligence Unit [1998a] *Country Report: Morocco* (1st quarter).
 ——— [1998b] *Country Report: Morocco* (2nd quarter).
- Al-Fasi, 'Allal [1949] *al-Harakat al-Istiqlaliya fi al-Maghrib al-'Arabi*, Cairo.
- Girard, Rene [1972] *La violence et le Sacré*, Paris, Editions Bernard Grasset. (ルネ・ジラルール, 古田幸男訳『暴力と聖なるもの』法政大学出版局, 1982年)。
- Ghomari, Mohammed [1988] *Les Institutions Politiques*, Les Editions Maghrebines, Casablanca.
- Hasan II [1993] *Hassan II: La Mémoire d'un Roi*, (Interview by Eric Laurent), Plon, Paris.
- Hasan II, Ministry of Information [1966] *Le Maroc en marche: discours de Sa Majesté Hassan II depuis son avènement au trône*.
 ——— [1996] The Speech of Hassan II on the tenth anniversary of the foundation of FAR, March 15th, 1966 text in *Le Petit Marocain*.
- Ibn Khaldun, Abderrahman [1858] *al-Muqaddima*, 3 vols, Benjamin Duprat, Paris. (イブン・ハルドゥーン, 森本公誠訳『歴史序説』全三巻, 岩波書店, 1979年)。
- Al-Kattani Mohammed ben Ja'far [1908] *Nasiha Ahl al-Islam*, Lithograph, Fes.
- Leveau, Rémy [1976] *Le Fellah Marocain: Défenseur du Trône*, Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, Paris.
 ——— [2000] "The Moroccan Monarchy: Political System in Quest of a New Equilibrium" in *Middle East Monarchies*, ed. by Joseph Kostiner, Lynne Rienner.
- Palazzoli, Claude [1976] "Quelques réflexions sur la révision constitutionnelle du 1er mars 1972," *Revue juridique politique et économique du Maroc* (Faculté de Science Juridique, Economic et Social, Rabat-Agdal, décembre 1976).

- Tozy, Mohamed [1999] *Monarchie et Islam Politique au Maroc*, Presses de Sciences Politiques, Paris.
- Waterbury, John [1970] *The Commander of the Faithful: The Moroccan Political Elite: A Study in Segmented Politics*, Weidenfeld and Nicolson, London.
- Westermark, Edward [1926] *Ritual and Belief in Morocco, Vol. I and II*, University Books, New Hyde Park, NY, reprinted from MacMillan, London.
- Yassin, 'Abd as-Salam [1973] *al-Islam aw at-Tufan*, Risala ila Malik al-Maghrib, Marrakesh.
- Zartman, William I. [1964] *Destiny of a Dynasty*, University of South Carolina Press.